

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和6年7月30日（火）午後1時28分～午後2時19分
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、総務部危機 管理担当部長、市民部長、協働推進部長、環境部長、健康福祉 部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市 整備部長、都市整備部建設管理担当部長、会計管理者、教育部 長、教育部学校教育担当部長 欠席者：議会事務局長
議 題	1 令和6年第3回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 (決定した方 針、残された問 題点、保留事項 等を記載する。)	議題1：提案のとおり提出議案として決定する。 議題2：令和6年第3回市議会定例会の招集期日は9月2日（月）であ る。
審 議 経 過 (主な意見等を 原則として発言 順に記載し、同 一内容は一つに まとめる。) (発言者) ○印=構成員 ●印=説明員	議題1 令和6年第3回市議会定例会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて (建設管理担当部長説明) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規 定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、 同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 令和6年1月15日午後3時45分頃、当該職員が主要市道第 7号線を南から北へ車両で走行し、緑が丘出張所前交差点を右折 するため、減速しつつ右折レーンに進入したところ、当該市道の 車道部の左側を自転車と並走し当該市道を横断しようとした相手 方と衝突し、当該職員の運転する車両の前部を破損し、及び転倒 した相手方が外傷性頸部症候群及び腰部挫傷等のけがを負ったも のである。このことにより決定する交通事故の損害賠償の額を決 める必要があるため、専決処分を行うものである。 なお、示談については、令和6年7月26日に成立しており、 損害賠償額は1,181,091円である。 (結 論) 提出議案として決定する。 (2) 令和5年度武蔵村山市一般会計歳入歳出決算認定について (企画財政部長説明) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規

定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。
歳入決算額は33,005,530,925円、歳出決算額は32,081,693,425円、歳入歳出差引残額は923,837,500円、翌年度へ繰り越すべき財源は38,778,934円、実質収支は885,058,566円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(3) 令和5年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(市民部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は8,046,337,217円、歳出決算額は7,843,275,284円、歳入歳出差引残額は203,061,933円、翌年度へ繰り越すべき財源は0円、実質収支は203,061,933円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 令和5年度武蔵村山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は5,850,388,414円、歳出決算額は5,716,621,000円、歳入歳出差引残額は133,767,414円、翌年度へ繰り越すべき財源は0円、実質収支は133,767,414円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 令和5年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

(都市整備部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は1,815,242,202円、歳出決算額は1,443,958,057円、歳入歳出差引残額は371,284,

145円、翌年度へ繰り越すべき財源は250,750,000円、実質収支は120,534,145円である。

(結論)

提出議案として決定する。

(6) 令和5年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

(市民部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は1,991,119,131円、歳出決算額は1,965,918,643円、歳入歳出差引残額は25,200,488円、翌年度へ繰り越すべき財源は0円、実質収支は25,200,488円である。

(結論)

提出議案として決定する。

(7) 令和5年度武蔵村山市下水道事業会計決算認定について

(建設管理担当部長説明)

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

下水道事業収益(収益的収支)は1,345,223,274円、下水道事業費用(収益的収支)は1,268,617,138円、収益的収支差引額は76,606,136円である。

また、資本的収入(資本的収支)は394,253,280円、資本的支出(資本的収支)は599,934,412円、資本的収支差引額は△205,681,132円である。

(質疑)

- 資本的収支差引額のマイナスはどのようなことか。
- 将来の収益に対する予算になるが、必ず補助金などの収入に対して建設改良費や企業債の元金償還金などの支出が多くなるためマイナス表示となる。このマイナス分については現金支出を伴わない減価償却費などで補填をする旨を決算書に毎回記載して報告している。
- 好ましいことではないのではないか。
- 公営企業会計上、資本的収支では収入よりも支出の方が多くなるため、こうしたマイナス表記になってしまう。
- 毎年マイナス表記となっているのか。

● 毎年マイナス表記となっている。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市防災食育センター設置条例

(企画財政部長説明)

防災食育センターの運用開始に伴い、武蔵村山市防災食育センター設置条例を制定し、学校給食センター設置条例を廃止する必要があるので、本案を提出する。

施設の運用開始に伴い、設置条例を制定するものである。

目的については、応急給食及び学校給食の提供等を実施する施設を設置するものである。内容については、名称、位置、事業内容等を規定するものである。

施行期日については、令和7年4月1日からとする。

なお、例規文書審査会に付議し、当該条例の附則において武蔵村山市立学校給食センター設置条例を廃止する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

(企画財政部長説明)

個人番号及び特定個人情報を利用することができる事務における特定個人情報の追加及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

武蔵村山市児童育成手当条例（昭和46年武蔵村山市条例第26号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの及び武蔵村山市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成元年武蔵村山市条例第31号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものにおいて利用できる特定個人情報として、戸籍関係情報であって規則で定めるものを別表第2に追加する。

武蔵村山市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成元年武蔵村山市条例第31号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの及び武蔵村山市子どもの医療費助成に関する条例（昭和48年武蔵村山市条例第27号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものにおいて利用できる特

定個人情報として、医療保険給付等関係情報であって規則で定めるものを別表第2に追加する。

番号法別表第2が削られたことに伴い、引用条項の整理を行う。施行期日については、公布の日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 武蔵村山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が令和5年6月9日に公布されたことに伴い、武蔵村山市国民健康保険条例（昭和34年村山町条例第19号）の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）第10条の規定による国民健康保険法の一部改正に伴い、被保険者証が廃止されることから、武蔵村山市国民健康保険条例の規定を整備するものである。

施行期日については、令和6年12月2日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) 武蔵村山市まちづくり条例の一部を改正する条例

(都市整備部長説明)

東京都における宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の運用開始に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

宅地造成及び特定盛土等規制法の運用が東京都において7月31日から開始されることから、まちづくり条例における開発事業の範囲に、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を受けなければならないもので、事業の区域面積が500平方メートル以上のものを加えるものである。

施行期日については、公布の日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(12) 武蔵村山市下水道条例の一部を改正する条例

(建設管理担当部長説明)

下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の技術的助言により、責任技術者に係る規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

下水道条例第5条第2項中「1人以上を専属させなければならない」を「1人以上選任しなければならない」に改める。補足として、排水設備工事の責任技術者を、各営業所に専属させなければならないという規定を、複数営業所の兼任とすることができるという規定に改正するものである。

施行期日については、公布の日からとする。

（結 論）

提出議案として決定する。

(13) 令和6年度武蔵村山市一般会計補正予算（第3号）

（企画財政部長説明）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

補正予算額は4億8,415万5千円、補正後歳入歳出総額は369億9,951万4千円である。歳入概要としては、普通交付税、前年度繰越金、臨時財政対策債等である。歳出概要としては、令和5年度決算確定に伴う財政調整基金積立金、一般事務経費（学校給食費負担金）、小児インフルエンザ予防接種経費等である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(14) 令和6年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算（第2号）

（高齢・障害担当部長説明）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

補正予算額は1億9,444万5千円、補正後歳入歳出総額は61億4,489万4千円である。歳入概要としては、前年度繰越金及び介護給付費等準備基金繰入金等の増額である。歳出概要としては、国庫支出金等過年度分返還金及び高額医療合算介護サービス費等の増額である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(15) 令和6年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

(市民部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

補正予算額は△829万6千円、補正後歳入歳出総額は20億1,482万2千円である。歳入概要としては、決算に伴う療養給付費繰入金及び事務費繰入金の減額並びに決算に伴う保険料軽減措置繰入金及び前年度繰越金の増額である。歳出概要としては、決算に伴う療養給付費負担金及び広域連合事務費負担金の減額並びに決算に伴う保険料軽減策負担金、保険料等負担金及び一般会計繰出金の増額である。

(結論)

提出議案として決定する。

(16) 令和6年度武蔵村山市下水道事業会計補正予算（第3号）

(建設管理担当部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

収益的収入については、補正予算額は724万3千円、補正後予算額は13億7,887万4千円である。主な内容としては、決算の確定に伴う一般会計からの繰入額の増額及び委託料の補正に伴う補助金の増額である。

収益的支出については、補正予算額は3,270万6千円、補正後予算額は13億6,341万円である。主な内容としては、委託料の増額である。

資本的収入については、補正予算額は△2億2,135万4千円、補正後予算額は13億5,965万2千円である。主な内容としては、委託料、工事請負費の減に伴う企業債、都補助金及び工事負担金の減額である。

資本的支出については、補正予算額は△3億2,658万1千円、補正後予算額は16億7,230万8千円である。主な内容としては、新青梅街道拡幅に伴う管きょ改良詳細設計等業務委託料及びかたくりの湯入り口交差点改良工事に伴う管きょ改良詳細設計等業務委託料の増額、空堀川右岸第九排水区枝線ルート検討測量委託料等の減額による委託料の減額、新青梅街道拡幅に伴う管きょ改良工事第3工区及び空堀川整備工事に伴う管きょ改良工事等の工事請負費の減額である。

(結論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

- (1) 第三中学校太陽光発電設備設置及び自家用電気工作物更新工事の請負契約について

(総務部長提出)

第三中学校太陽光発電設備設置及び自家用電気工作物更新工事を施工する必要があるので、本案を提出する。

概算額は230,280,000円、工事概要は市立第三中学校の校舎屋上に57kw相当の太陽光パネル等の発電設備を設置するとともに、自家用電気工作物の更新等を行う建築・電気設備・機械設備工事である。

工期限は令和8年3月13日である。

(質 疑)

- 追加予定とあるが、どのような理由であるのか。
- 昨日が制限付き一般競争入札の申込期限であったが、申込みが1社もなかったため、新たに資格要件を見直し、追加予定として最終日に提案するものである。
- 工期については、学校の夏休み期間でなくてよいのか。
- 2年度に渡って工事を行うため、夏休み期間を超えるものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (2) 教育委員会委員の任命について

(企画財政部長提出)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、本案を提出する。

武蔵村山市教育委員会委員が、令和6年9月30日付で任期満了となるので、後任の委員を任命するものである。

教育委員会委員の任期は、令和6年10月1日から令和10年9月30日まで（任期4年）であり、任命する委員は1名である。

なお、教育委員会委員杉原栄子氏の任期満了によるものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

【報告事項】

- (1) 専決処分の報告について

(環境部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分

したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年7月11日（木）午前10時頃、市職員が相手側の事業所を訪問後、事業所敷地内に駐車させていた庁用車を発進させるため、左後方に向けて後退したところ、庁用車の右側の車庫に駐車していた相手側車両と接触し、庁用車の右前部及び相手側車両の右前部を破損したものである。

なお、示談については、令和6年8月中旬までに成立予定であり、損害賠償額は171,424円である。

（結 論）

報告事項として決定する。

(2) 専決処分の報告について

（健康福祉部長説明）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年5月2日（木）午後3時頃、武蔵村山市福社会館敷地内で、同館に派遣されている労働者が清掃作業を行っていた際に、強風により清掃用具を積載しているカートが動き、同館駐車場に駐車していた事業者の車両に接触し、当該車両の右側後方面部を破損したものである。

なお、示談については、令和6年7月末日までに成立予定であり、損害賠償額は67,100円である。

（質 疑）

○ 使用者責任については調べたのか。

● 本件の労働者はシルバー人材センターの会員であり、市と東京しごと財団との契約により派遣を受けている。そのため、東京しごと財団に本件の損害額の賠償について確認したところ、派遣先での事故については派遣先の職員として起こしたものである限り財団として賠償はしないとのことであった。また、労働者に重大な過失があると認められた場合には、派遣契約上財団が賠償することとなるが、その際は、財団と労働者とで同意している内容に基づき、財団が労働者本人に求償することとなるとの説明を受けた。このこと及び財団を相手方として重大な過失の有無について訴訟を提起した場合は、訴訟が長期間に渡る可能性があることを鑑み、今回は市の加入する保険で損害賠償額を支払うこととした。

（結 論）

報告事項として決定する。

	<p>(3) 令和5年度武蔵村山市の健全化判断比率及び資金不足比率について (企画財政部長説明) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告する。 令和5年度武蔵村山市の健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及び公営企業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告するものである。 (結 論) 報告事項として決定する。</p> <p>【諮問事項】</p> <p>(1) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (企画財政部長説明) 人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、本案を提出する。 人権擁護委員が令和7年3月31日付で任期満了となるので、後任の委員の候補者を議会の意見を聞いて法務大臣に推薦するものである。 人権擁護委員の任期は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までである。 なお、市町村長が候補者を法務大臣に推薦する時期は、任期満了の3か月前とされている。 人権擁護委員及川勉氏の任期満了によるものである。 (結 論) 諮問事項として決定する。</p> <p>議題2 その他 令和6年第3回市議会定例会の招集期日は9月2日(月)である。</p>
--	--

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等:) <input type="checkbox"/> 非 開 示(根拠法令等:)</p>
---------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財政部 企画政策課(内線: 373)</p>
--------------	-----------------------------

(日本産業規格A列4番)